



セカンドオピニオン

株式会社山形銀行

2025 年 9 月 1 日

〈やまぎん〉グリーン定期預金フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：大石竜志

格付投資情報センター(R&I)は山形銀行の〈やまぎん〉グリーン定期預金フレームワーク(2025 年 9 月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電、蓄電池(容量市場、卸電力事業、需給調整市場等の電力市場を活用して電力事業を行う、蓄電池事業に対する融資)

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価を本グリーン定期預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがって R&I は本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

1. 山形銀行の概要

- 山形銀行は 1878 年に創業した山形市に本店を置く地域銀行。山形県内の預貸金シェアはトップで、県内 73 カ店、県外 11 カ店(2025 年 3 月末)を展開する。
- 山形銀行は地域社会・地域経済の発展に貢献することを使命とし、「地域とともに成長発展し すべてのお客さまにご満足をいただき 行員に安定と機会を与える」を経営理念に掲げている。経営理念のもと、地域の成長に責任を持つ企業として地域の課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことを目指している。
- 2021 年 12 月には、グループにおけるサステナビリティを巡る課題への取り組みを一層強化するため、「サステナビリティ方針」および「環境・社会に配慮した投融資方針」を策定している。

■ 山形銀行グループのマテリアリティ

重点課題	主な取り組み
地域経済の 持続的な成長 ・ 地域産業の育成	変化する時代に対応したお客さまの課題解決支援 事業活動やくらしをサポートするための金融サービス ものづくり支援（産業ハブ機能強化、技術力向上支援） 産業創造・参画型ビジネスに向けた取り組み 事業承継・M&Aの取り組み DX推進と事務改革によるお客さま利便性向上 人生100年時代に対応したくらしのサポート 経営改善等のお客さまの課題解決支援 スタートアップ支援 地域の産業育成に寄与する人材の育成
環境保全と 気候変動対応	グリーンエネルギーへの積極的な取り組み 環境に配慮した投融資 お客さまの脱炭素化促進支援、SDGs/ESGコンサルティング 環境保全活動 TCFD提言にもとづく情報開示 事業活動から生じるネガティブ・インパクトの軽減
豊かな 地域社会の実現	地域の価値向上に貢献する人財の育成 自治体との協働による地域活性化 文化振興、スポーツ振興 こどもたちへの金融経済教育と学事振興基金
従業員 エンゲージメント向上	自律的なキャリア形成支援 DE&Iの浸透 積極的な人財育成投資 健康経営の推進
コーポレート ガバナンス強化	コーポレートガバナンス体制の強化 リスクアパタイトフレームワークの活用 企業価値向上に向けた戦略経営の実践 マネーローンダリング・テロ資金供与対策の強化 リスク管理・コンプライアンスの取り組み強化

- ・ 山形銀行は環境方針を定め、「地域とともに成長発展する」という経営理念のもと、地域社会の一員として企業の社会的責任を果たすべく、持続可能な地域社会の実現に向けた環境保全活動に継続的に取り組んでいる。気候変動リスクが地域経済や当行の事業、財務面に大きな影響を与える可能性のある重要なリスクであると認識しており、「2030 年度までにカーボンニュートラル(Scope1・2、ネットゼロ)」の目標を掲げている。
- ・ 地域の脱炭素社会実現に向けて、サステナブルファイナンスの実行累計額を 2030 年度までに 5,000 億円と目標を設定している。今般開始する「グリーン定期預金」は、目標達成に向けて取り組む施策の一環である。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- ・ グリーン定期預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。調達資金の全部または一部を既存の融資案件に充当する場合、適格プロジェクトの環境改善効果が継続しているかを確認し、遡って 5 年以内に実行された融資案件を対象とする。資金使途はグリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」に該当する。

■ グリーン定期預金の概要

募集対象：	法人
最低預入額：	1,000 万円
預入期間：	1 年
適用利率：	大口定期預金

(2) 環境改善効果

- ・ 適格クライテリアの太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電、蓄電池(容量市場、卸電力事業、需給調整市場等の電力市場を活用して電力事業を行う、蓄電池事業に対する融資)は、全て再生可能エネルギーによる発電事業である。適合するプロジェクトは CO2 排出量の削減に寄与することが見込まれる。
- ・ 蓄電池事業は電力系統につないで利用され、電力が余った時に蓄電し、電力が不足した時には放電することで、系統電力の安定化を図ることができる。再生可能エネルギーの出力制御量や出力制御時間を低減することができ、再エネの促進につながるとともに、火力発電による調整を削減することが可能となるため、CO2 排出量の削減が期待できる。

<SDGs への貢献>

- ・ グリーン定期預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 本グリーン定期預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- ・ 適格クライテリアは山形銀行グループが策定した「山形銀行グループのサステナビリティ方針」を考慮し決定した。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 適格プロジェクト、適格基準の設定、「サステナビリティ方針」および「環境・社会に配慮した投融資方針」に掲げる取組方針との整合性の確認は、本件の所管部である営業企画部法人企画グループにて行う。適格プロジェクトへの融資案件は、融資部が融資審査を実施のうえ、対象融資を所管するストラクチャードファイナンス部において適格性を確認する。選定結果は営業企画部法人企画グループが集計のうえ確認する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 環境・社会にネガティブな影響を与える可能性が高い特定セクターに対する取組方針を定め、融資を制限する方針を明確化している。具体的には①石炭火力発電、②森林伐採事業・パーム油農園開発事業(違法な森林伐採や人権侵害などが疑われる事業に対する投融資)、③兵器の製造関連事業、④人権侵害・強制労働等に関与する事業に対する融資である。
- ・ 対象プロジェクトの融資案件ごとに、「環境・社会に配慮した投融資方針」に照らし、対象プロジェクトの融資案件ごとに環境・社会的リスクについて検証する。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金の充当管理は、営業企画部法人企画グループが行う。グリーン預金による調達資金総額、使途への充当済資金、未充当資金は、電子ファイルにて管理する。すべての調達資金が充当されるまでの間は、未充当額と充当額の合計が調達資金全額と整合するように整理し、これらの確認はグリーン預金から対象使途への資金充当があった都度実施する。すべてのグリーン預金による調達資金が充当された後は、調達資金額が調達資金から使途へ充当された累計額と一致するよう、また、使途へ充当された累計額が預金資金額を上回るように管理する。未充当額が発生した場合には、現金または現金同等物等で運用する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	・グリーン預金残高 ・充当したプロジェクトの内容と融資残高 ・未充当金額	グリーン定期預金残高が存在する間、年に1回以上	山形銀行のウェブサイト
環境改善効果	・ CO2 排出削減(見込)効果(t-CO2)	グリーン定期預金残高が存在する間、年に1回以上	

- ・ 大きな状況の変化があった場合、適時 WEB サイトにて開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標として CO2 排出削減(見込)効果(t-CO2)で示される。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。